

検察審査会事務局の係長の命免等について

昭和32年1月24日総総第22号地方裁判所長  
あて事務総長通達

改正 昭和49年4月1日総一第84号

右については、今後左記により取り扱つて下さい。

記

一 検察審査会事務局の各係に係長を置く。

係長は、上司の命を受けて係の事務を掌るものとする。

係長は、検察審査会事務官のうちから、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所がこれを命免する。

二 検察審査会事務局又はその課に、別に定めるところにより主任を置く。

主任は、上司の命を受けて、特定の事務に従事する。

主任は、当該検察審査会事務官の中から、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所がこれを命免する。